

広島県教育委員会告示第三号

広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）第十条第二項の規定に基づき、口頭により開示の請求をすることができる保有個人情報を次のように定める。

平成二十年十月二十日

広島県教育委員会  
委員長 天野 肇

口頭による開示請求を行うことができる保有個人情報の項目	開示する内容	開示請求ができる期間	開示請求ができる場所
試験の名称 広島県立高等学校入学選抜（全日制の課程及び定時制の課程）	選抜（Ⅱ）の受検者のうち不合格者について、一般学力検査における各教科の得点及び合計並びに自作成問題による学力検査を実施した高等学校にあっては、加えてその得点並びに調査書における必修教科の各教科・各学年の評定、計及び合計	選抜（Ⅲ）の実施日の翌日から一か月間	選抜（Ⅱ）を受検した高等学校
広島県立併設型高等学校入学選抜	入学選抜の受検者のうち入学許可の内定通知を受けなかった者について、学力検査における各教科の得点及び合計並びに適性検査の得点	入学選抜の結果の通知日の三日（別に定める日を除く。以下同じ。）後の日から一か月間	広島県立広島高等学校
広島県立併設型中学校入学選抜	入学選抜の受検者のうち不合格者について、適性検査一及び適性検査二の得点（ただし、帰国児童等の特別入学に関する選抜にあつては、帰国児童等の適性検査及び適性検査二の得点）	合格者発表日の三日後の日から一か月間	広島県立広島中学校
広島県立特別支援学校高等部入学選抜	一次募集又は二次募集の受検者のうち不合格者について、適性検査、作業・運動能力検査、面接又は自作成問題による学力検査における各教科の得点及び合計並びに調査書における必修教科の各教科・各学年の評定、計及び合計	二次募集の入学選抜の実施日の翌日から一か月間	一次募集又は二次募集を受検した特別支援学校